

議案第 4 3 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点
市道 2 8 7 号線	和光市新倉三丁目 2 2 2 2 番 1 地先	和光市新倉三丁目 2 7 3 9 番 1 地先
市道 2 8 8 号線	和光市新倉三丁目 2 7 3 4 番 1 地先	和光市新倉三丁目 2 7 5 6 番 1 地先
市道 2 9 1 号線	和光市新倉三丁目 2 1 2 4 番 1 地先	和光市新倉三丁目 2 1 8 4 番 4 地先
市道 3 0 0 号線	和光市新倉三丁目 2 1 0 6 番 1 地先	和光市新倉三丁目 2 1 1 7 番 1 地先
市道 3 0 1 号線	和光市新倉四丁目 2 1 3 3 番 1 地先	和光市新倉七丁目 1 9 6 2 番 1 地先
市道 3 0 2 号線	和光市新倉七丁目 1 番 3 地先	和光市新倉七丁目 1 9 8 9 番 3 地先
市道 3 0 4 号線	和光市新倉七丁目 2 3 1 2 番地先	和光市新倉七丁目 1 6 7 8 番 3 地先
市道 3 1 6 号線	和光市新倉七丁目 2 2 9 0 番 1 地先	和光市新倉七丁目 1 8 9 9 番 3 地先
市道 4 4 5 号線	和光市新倉三丁目 2 6 2 8 番 3 地先	和光市新倉三丁目 2 2 6 番地先
市道 4 9 1 号線	和光市新倉八丁目 1 6 番地先	和光市新倉八丁目 2 6 0 1 番地先
市道 4 9 2 号線	和光市新倉八丁目 2 6 6 9 番 1 地先	和光市新倉八丁目 2 5 3 9 番地先
市道 4 9 3 号線	和光市新倉八丁目 2 6 8 7 番地先	和光市新倉八丁目 2 5 0 6 番地先
市道 4 9 4 号線	和光市新倉八丁目 2 2 5 9 番 2 地先	和光市新倉八丁目 2 4 3 4 番 1 地先
市道 4 9 5 号線	和光市新倉八丁目 2 2 7 9 番 2 地先	和光市新倉八丁目 2 3 7 2 番地先

市道４９８号線	和光市新倉八丁目２６２５番地先	和光市新倉八丁目２６７０番地先
市道５０２号線	和光市新倉四丁目２００３番２地先	和光市新倉四丁目２０３７番地先
市道５０３号線	和光市新倉四丁目２０３９番地先	和光市新倉四丁目１８６０番地先
市道５０４号線	和光市新倉四丁目１８５２番３地先	和光市新倉四丁目１８５１番２地先
市道５０５号線	和光市新倉四丁目２０１０番地先	和光市新倉四丁目１９１０番１地先
市道５０６号線	和光市新倉四丁目１８３３番１地先	和光市新倉四丁目１９１６番１地先
市道５０８号線	和光市新倉四丁目２０２４番１地先	和光市新倉四丁目１８５９番２地先
市道５０９号線	和光市新倉四丁目２００２番３地先	和光市新倉四丁目１８９４番地先
市道５１０号線	和光市新倉三丁目２０６３番１地先	和光市新倉三丁目２０８４番１地先
市道５２０号線	和光市新倉七丁目１番３地先	和光市新倉七丁目２３０３番１地先
市道５７８号線	和光市下新倉五丁目３０７番１地先	和光市下新倉五丁目３０７番７地先

令和７年６月５日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

上記路線を廃止したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、この案を提出するものである。